

宗教者紹介ネットワーク登録契約書

本契約は、宗教者(以下「登録者」という。)と、株式会社宗支協(以下「甲」という。)ならびに一般社団法人宗教者支援協会(以下「乙」という。)との間で、下記の通り締結する。

第1条(目的)

本契約は、登録者が甲および乙の運営する「宗教者葬儀紹介ネットワーク」(以下「本ネットワーク」という。)に登録し、葬儀その他の宗教儀礼に関する紹介業務を円滑に実施することを目的とする。

第2条(登録)

- 登録者は、本ネットワークに登録することにより、甲および乙から葬儀等に関する紹介依頼を受ける資格を有する。
- 登録者は、氏名・住所・所属宗派その他甲乙が求める情報を正確に届け出なければならない。
- 登録情報に変更があった場合、登録者は速やかに甲乙へ届け出るものとする。

第3条(業務委託の範囲)

- 登録者は、甲乙または葬儀社等の依頼に基づき、葬儀・法要等の宗教儀礼を執行する。
- 登録者は、紹介先において宗教者支援協会ならびに宗教者紹介ネットワークの規定に基づき誠実に職務を遂行しなければならない。
- 本契約に基づく登録者と甲乙との関係は、雇用契約ではなく業務委託契約とする。

第4条(報酬および支払)

- 登録者の業務に対する報酬は、甲乙所定の規程に基づき定める。基本的に、登録者6割、甲・乙合算で4割の割合とする。
- 甲または乙は、紹介完了後、所定の期日までに報酬を登録者に支払う。
- 報酬には、交通費その他必要経費が含まれるものとする。ただし、別途実費精算を認める場合は甲乙が定める。

【報酬振込先】

銀行名: _____

支店名: _____

口座種別: _____ (普通／当座)

口座番号: _____

口座名義: _____

第5条(守秘義務)

- 登録者は、紹介に際し知り得た故人・遺族・葬儀社その他関係者の個人情報および秘密を、第三者に漏らしてはならない。
- この義務は、登録抹消後も存続する。

第6条(個人情報の取扱い)

- 甲乙は、登録者の個人情報を、紹介業務および本ネットワーク運営のために利用する。
- 登録者は、この取扱いに同意した上で登録するものとする。

第7条(契約期間および解除)

- 本契約の有効期間は、登録日から1年間とし、特段の申し出がなければ自動的に更新される。
- 登録者が以下の各号に該当する場合、甲乙は登録を抹消し、本契約を解除できる。
 - 登録時に虚偽の申告をしたとき
 - 葬儀において不適切な行為を行い、遺族や葬儀社から重大な苦情があったとき
 - 本契約の条項に違反したとき
 - その他、登録者として不適格と甲乙が判断したとき

第8条(責任)

- 登録者は、自己の過失により第三者に損害を与えた場合、自らの責任と負担においてこれを解決するものとする。
- 甲乙は、登録者の行為に起因して生じた損害について、一切の責任を負わない。

第9条(紛争解決)

本契約に関して紛争が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条(その他)

- 本契約に定めのない事項は、甲乙が別途協議の上定める。
- 本契約は、日本法に準拠する。

以上のとおり本契約を締結するため、本書を3通作成し、甲乙および登録者が署名または記名押印の上、各1通を保有する。

【署名欄】

甲：株式会社宗支協

代表取締役 _____ 印

乙：一般社団法人宗教者支援協会

代表理事 _____ 印

登録者(宗教者)：

住所：_____

氏名：_____ 印